

第十回 参議院建設委員会會議録第二十号

昭和二十六年五月二十四日(木曜日)午前十時三十二分開会

本日の会議に付した事件

○土地収用法案(岩澤忠恭君発議)

○公営住宅法案(衆議院送付)

○特別都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出衆議院送付)

○委員長(小林英三君) 只今から建設委員会を開会いたします。

本日は土地収用法を議題といたしまして、この法案が土地を使用する公益事業の遂行と、法の保障いたしてあります私の権利、いわゆる私権の保護に對しまして重大關係を持つ法案でございますので、本委員会といたしまして、これが慎重なる審議に付するたために、去る五月二十一日の委員会の決定に基きまして、本日学識経験者、起業者及び土地を使用、収用される立場を代表する方々、の証言を求めることにいたしましたのでございます。

なお証人の皆様におかれましては、御多忙中わざわざおいでを願つたのでありますが、どうか以上の趣旨を体せられまして、証言をお願いいたしたいのであります。

なお証人につきましては、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律によりまして宣誓書を朗読させ、且つこれに署名捺印を求めることに相成つておるのでございますが、すでに宣誓書に署名捺印を願つておりますので、直ちに証言を取ることによりたいと思ひますが、御異議ござい

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議がないようでございますから、それでは先ず吉田久君から証言を求めます。

○証人(吉田久君) 私は只今委員長から御紹介を承りました吉田久でございます。私は多年大審院判事を奉職いたしておりましたが、この職務上の経験から、又中央大学の教授といたしまして物権法を研究いたしております関係、殊に土地所有権に關する事項を研究いたしております関係上、これらの關係に基きまして、これを二つの観点から本案に對する私の意見を申述べたいと思つておるのであります。

先ず第一の観点におきましては、所有権の制限、これに伴う私権保護の關係と本案との繋がりについての考察でございます。御承知のように土地所有権の制限につきましては、民法の二百六条で「所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用、収益及ビ処分ヲ為ス權利ヲ有ス」と規定してあります。従ひまして、土地所有権も法令のこの規定によりまして、制限を受けるのであります。これはおのずから明瞭であります。そこで法令の規定を申し上げますれば、法律の規定と命令の規定を包含するのであります。従つて土地所有権についても法律の規定によるほか、命令の規定でも制限が加えられるように民法の規定の上では見えるのであります。ところが新憲法の二十九条

におきましては、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。」と規定いたしました。

従つて所有権の制限は法律の規定のみで定められるものであつて、命令の規定ではきめられないことに相成つたと私は解釈いたしておるのでございます。なぜかと申しますれば、所有権も財産権であります。その財産権である所有権が制限せられるものが、つまり財産権としての所有権の内容をなすものだと考えるからであります。一体所有権の制限概念につきましては、大陸法ではローマ法のそれとゲルマン法のそれとは違つておるのであります。ローマ法では所有権は完全な支配権であつて、その支配権能を外部に制約したものが所有権の制限である。その制限のほかに所有権は完全な支配権として存在する。こういうことがローマ法の所有権制限の概念でございます。ところがゲルマン法では制限を受けたものが所有権として存在する、その制限が即ち所有権の内容をなすものと見るのであります。そこで我が民法の所有権制限の規定は、ローマ法の影響を受けておるのかゲルマン法の影響を受けておるかということが問題になるのであります。私はどちらかと申せばローマ法の制限概念の影響を受けておるものと解釈いたしております。ところが右に述べました新憲法の財産権の制限概念は、むしろどちらかと申しますれば、ゲルマン法の制限概念に近いように思われるのでございます。

そこで本案について申しますれば、土地の収用又は使用、それから所有権以外の土地の権利の収用又は使用が公共の利益となる事業のためには、所有者の意思に反してもこれがなされ得るということが、所有権その他の財産権に對する制限になるものであります。その制限については法律の規定が必要である、こういうことに相成るのでございます。そこで旧憲法の下においてはどうであつたかと申しますと、やはり新憲法のそれと同じ建前をとつておられて、現行土地収用法が制定公布せられておる次第でございます。ところが同収用法は時代の要求に副わなくなつたといふところから、本改正案が生れて来たのでございます。そこで土地に關する収用又は使用によつてこの制限のために土地所有者の権利が軽くなるというところは争えないことであると思つております。そこで所有者を保護する必要が起つて参るのであります。そこで保護規定のうちで先ず第一に挙げられるのは、収用のできる公共事業の認定でございます。而つてその決定につきましては、現行法は主務大臣即ち建設大臣のみをその権限の主体としたしておるものであります。本案は主務大臣のほか、都道府県知事にもこの認定権を認めて二本建にいたしましたのでございます。即ち国又は都道府県が起業者である事業、それから事業を施行する土地が二以上の都道府県の地域に跨がる事業につきましては、建設大臣が認定権

を有することいたしました。そのほかの事業、例えば一都道府県内において行われる、国又は都道府県以外のものが起業者である事業につきましては、当該都道府県知事が認定権を持つことになつたのでございます。これは土地収用についての民主化であると存じます。起業者は事業の認定を受けるにつきまして多大の利益をこうむるものと思ひます。収用法の規定といたしましては一大進歩であると存するのでございます。

それから収用のできる事業の範囲でございますが、これ又私権のほうに重大な關係を有するところから、本案はその事業の範囲を明文で以て確定いたしました。行政庁の自由裁量の幅を少くいたしましたのでございます。現行法もその事業の範囲を明文で規定いたしておりますが、いささか明確を欠く憾みがあり、従ひまして行政庁の自由裁量の幅が多いことになるのであります。併しこの幅を狭くすることが、実は私権を保護するゆゑになるものであります。従ひまして、本案はこの狙いから事業の範囲を明文の上に具体的に列挙いたしました。誠に私権の尊重の上から結構な改正であると存するのでございます。そのほか起業者の事業認定申請書の内容を公告、閲覧に供する。よつて以て広く一般利害關係人の意見を申述べる途を開き、又事業の認定につきまして必要だと認めるときには公聴会を開くことができる。専門的な学識経験者の意見を徴することができる。又事業の認定が拒否せられた場合には、起

業者のためにも事業認定申請の再審査を求める途を開いたのでございます。これらはいずれも現行法には存在しない規定でありまして、適当な改正であるかと存じます。なお私権尊重の趣旨につきましては、次に述べる第二の観点のうちに附加して御説明申したいと思ひます。

第二の観点といたしまして、収用又は使用についてとられておるところの手続規定、本案との関係如何というところを考察してみたいと思うのです。そこでこの手続規定のうちで第一に数えられるのは、起業者の土地細目の公告の申請のための土地調査及び物件調査の作成、これに基いてなされる土地所有者らの補償額等についての協議でございます。この点に関する本案の規定は現行法とあまり大差はないようでありますが、現行法の規定はいささか雑然と相成つております。これを整理せられたのがこの本案の規定でございます。而うして土地調査と申しまして、物件調査と申しまして、それらの調査によりまして、収用又は使用される土地物件の範囲が確定するのであります。収用される土地物件の範囲を確定するのに、それらの調査が役立つのでございます。なおそれらの調査が協議の基礎と相成るのでございませう。そこでこの協議が成立すればいいが、若し不成立になつたといふ場合には、収用委員会に対して、収用又は使用の裁決を申請することになるのでございます。でありますから関係者の協議は、収用委員会の手続細目の要件をなすのであります。誠に重要な手続となるのでございます。それから、収用委員会におきましては、収用又は

は使用する土地の補償額を決定するのであります。これらの決定が収用委員会としては特に重要な事項と相成っております。委員会はその決定前に起業者、土地所有らに對して和解を勧告することができるといふことに本案はいたしておるし、そこで和解ができますといふと、和解調書が収用又は使用の裁決と同様の働きをするのであります。関係人にとつては銘々の立場が早くきまりまして、非常に好都合でございます。この和解の手続が一旦協議が不成立になりまして、収用委員会にかかつても、収用委員会では和

解によつて事をまとめるのが相当だと認めるときには、裁決の手續によらないで、和解を勧告して、和解によつて事が足りるということ、この和解の手續は全く本法案の創設にかかるといふのでございます。収用法としては一大特色であると申してよろしいと思ひます。又本法案は収用委員會に調停の制度を見ておるのであります。調停の制度は御承知のように従来借地、借家、小作等の特殊な事件に調停の制度が応用せられておつたのであります。が、戦時特別立法によつてそれを一般の民事事件に拡張しまして……一体この調停というものは関係者のうちに調停委員が介入いたしましたして、調停条項を示して互譲の精神によつて争議を解決させるというのが眼目になつておるものであります。でありますからその実質は和解でございます。而して本案は、この調停制度を応用いたしまして、一旦協議が不調になつた収用事件もこの調停にかけ、更に和解と同じように当事者の互譲によつて事柄を丸く収めるということとを狙つたのであります。この調停制

度の収用法における応用も又本案の一大特色でございまして、誠に結構な規定であると思うのでございます。併し調停はどこまでも関係者の互譲の精神によつて協議が成立することを期するものでございしますから、若し協議が成立しないということになりますというところ、裁決の手續によるほかはないのであります。併し協議が成立しましてそれが確認されまするということ、その確認は収用又は使用の裁決があつたのと同様の効果をもたらすのでありまして、和解と同様の利益を関係者に与えることになるのでございします。

次には収用委員会の構成についてでありますが、収用委員会は現行法の収用審査会に相当するものであります。そこで本案におきましては、委員会の構成について非常な細心の注意を払つておるのであります。委員の任命等につきましても官僚的の独断を避けまして、広く道材を求めることにいたしております。又委員の身分も保障いたしております等細心の注意を払つて規定を考えております。それから審査の手続につきましても、書面によるほか口頭の陳述の途を開きまして関係者双方の意見を陳述の機会を与えて明朗化を期しております。それから補償の方法につきましても収用者及び被収用者双方の利益を考慮いたしまして善地による補償、物件移転の代行による補償、道路の改修による補償、被収用者以外のものの損失の補償等の途が開かれております。これらは現行法には認めておりません。これらの補償方法であります。誠に時宜に適した改正であると思ひます。

おしまいに訴願と訴訟による関係に

ついで一言いたして置きます。訴訟と訴訟による関係者の権利保護につきましても収用委員会の裁決に対して訴訟が認められるほかに、都道府県知事がなしたる事業の認定に対しても訴訟の

途を開いたことであります。現在は都道府県知事の事業認定権が認められておりませんから、従つてその認定に對する訴願の途というものは認められておらないのであります。改正法案は、本案は都道府県知事のなしたる事業の認定につきましても訴願の途が開かれました。これも本案の特色の一つ

に数えることができると思います。それから訴訟については建設大臣の違法の裁決の取消又は変更を求めるために通常裁判所に出訴することが認められました。これは裁判所法の改正に基づく結果でございます。従来は建設大臣の裁決に対する不服の申立は行政事件として行政裁判所に出訴されたのであります。ところが、行政裁判所の権限が通常裁判所に移されました。従つて行政事件

についても通常裁判所が管轄権を持つ
ということになりました以上、建設大
臣の違法の裁決に対しましても通常裁
判所に出訴することができるとに改
まつたのでございます。なお収用委員
会の裁決につきましては補償に關しても
通常裁判所に出訴の途を認めており
ます。これは現行法と殆んど大差がな
いように私は考えられておりまして、
関係者の私権保護に遺憾なからしめん
ことを期しておるものと存するので
ございます。

以上甚だ簡単でございますが、第二の観点について御説明を申し上げます。要するに本案の規定は現行法に比しまして一大進歩であると思えます。

又その規定するところのおおむね妥当であります。私は本案が速かに成立になりまして、社会に資することの一日も速かならんことをお願いいたしまして、私の証言を終りたいと思います。

○委員長(小林英三君) 皆さんに申し上げますが、吉田証人は所用がありますので、証言が終了したら退出されるとのことでございます。只今の証言につきまして御質疑のあるかたはこの機会に質問をお願いします……ないようであります。吉田さん大変御苦勞さんであります。

次は富塚橋一君の証言を求めます。
○証人（富塚橋一君） 私は龍ヶ崎の町長をいたしておりまして、こういつた法律の専門家ではないのであります。全くの素人でありますから只今の様な各逐条的に申上げるといふふうな知識を持っておりません。従つて私は実際の方面につきまして少しく意見を申上げまして皆様の前で御証言をいたしたいと存じます。

この本改正法案は非常に私は時宜に
適した法案であると存しております。
土地が収用されましたものに対して相
当額の……あらゆる今までは金銭を以
て補償をいたしておつたのでございま
するが、これが現物補償ができるとい
うことは非常に大きな進歩であると存
じておるのであります。すべて農民が
持つております自分の所有というもの
は非常に大きな執着を持つておるもの
であります。これを収用されてしまつて
の本人の納得するように今度の改正法

案によりまして調停或いは訴訟という
ような私権の保護を認められたといふ
ことも大きな進歩でありまするが、同
時に現物補償ができるということは非

常に有意義である、かように存じておられます。これは農民の立場から申上げます、すでに農地法が施行されましてから農民の農地に対する所有といふものは非常に少なくなつて参り、一町三反という限局された土地の所有しか認められておられない。これを土地収用によつてやられますと自分の本當の生業を奪われることに相成ります。この生業を奪われて、或いはただ単に金銭を以て補償をされましても、この自分の生業を奪われて、それから別な面に移るまでの大きな損失がここにあるのであります。これは勿論金銭を以て補償されることは勿論であります。同時にその土地に對しても私権を奪われ、いわゆる収用されるところの農民が、この替地を要求し、替地を見つけて頂いて、これを以て補償される、現物補償をして頂くといふことは、非常に時宜に適したことであるとかうに存じます。只今の申上げました点につきましても、私も常に考へておりましたことは、公共の事業でありまして、必ずしも農民のみからの大きな犠牲によつて、公共の事業なるが故にこれを提議するとは考へられないのであります。そこに和解の途、或いは意見の陳述等をしてこの調停の方法を設けられ、その調停によりましてその収用されるころの人が、十分にみずからの意見を開陳して、そしてこれによりあらゆる十二分の補償をして頂いて、初めて双方が納得の行くものと、かように考へておるのであります。

以上私専門家でないのではありませんが、ただ考へておられますことを一言証言いたしたいと存じます。

○委員長(小林英三君) 富樫証人の証言に對しまして御質問のあるかたは……

○田中一君 証人に伺いたいのですが、現在あなたのほうで小貝川の災害工事に對して、この法案が出ることによつて、農民のかた、村民のかたがたが何か会合を持つことはありますか。

○証人(富樫一君) まださういつた会合するといふことはやつておりません。ただ只今申上げましたように、實際自分が先祖伝来の土地を離れて別なところに入植するといふような問題が生じて来ると思われまします。これは農民にとつては大きな打撃であります。この点、十二分の補償と本人の生活を安定せしめるために十分なる金銭上の補償をして頂くといふことでなければ、農民は納得しがたい、かように存じております。

○田中一君 次にこの替地を非常に御希望のようですが、今の小貝川の間に、あんなに現場において適當な土地があるように考へておられますか。

○証人(富樫一君) 私はそれは非常に困難だとかうに考へます。

○田中一君 その場合にあなたは、父祖伝来の土地だから金銭だけでは承服できないという観点から、今日まであの問題が解決されん現状なんでは、うしろの場合に替地がないとすればどうしたらいいかといふような考へえをお持ちでしょうか。

○証人(富樫一君) これは私もどうも考へておらず、一応この小貝川の河口を付替へることにより受益するところの相當大きな面積があるのであります。この人たちが一応この期成同盟会といふものを組織いたしまして、一日

も早く小貝川の河口付替を促進したいという希望を持っております。同時に私も町村長が集まります町村会におきまして、この対策のために対策委員会をこしらへまして、そして現物補償の途を講ずるよう努力しておるのであります。農民の常としたしめて、とにかく人が如何に損失を受けても、とにかく人が如何に損失を受けても、その損失のためにみずから自分の土地を提供して、そしてその人を補償してやるといふことが簡単に思つておられます。

○田中一君 替地がない、併しながら自分は土地を離れるのはいやだといふ場合、利益を受けるものが余分の土地を持つておるから、それを公平に割合で分けて欲しい。こういう御希望のわけですね。

○証人(富樫一君) さうでございます。

○委員長(小林英三君) 他に富樫さんに對しまして御質問ございしますか……御質問がないようでありますから、富樫さん大変御苦労でした。

富樫証人はやはり被収用者の立場から証言を願つたのであります。やはり東京都内におります収用される立場といたしまして長島証人の証言を求めます。

○証人(長島豊作君) 只今委員長から御紹介を頂きました長島でございます。私もこの法律の専門家ではございませんので、専門的な証言を申し上げるというところは困難でございますが、とにかく大正十二年の大震災の復興の當時から帝都の復興についていささかお手伝いをして参りました、今度この戦災をこうむりました東京都の一角におり

ます関係上、町人の一人として現在の復興事業に關して最も土地収用法が大きな関係を持つておりますので、私どもの地域におきまして身を以て体験したことを証言をいたしたいと存じます。私は渋谷の恵比壽におりますので、恵比壽駅のことを中心といたしまして、あの周辺の地区を一括して十六万二千坪と記憶しておりますが、その土地復興整理組合を認可を得てやつておられるところであります。これについて本法案が今度新しく改正されるわけでありまして、御懸念にもある通り非常古い法律によつて、この組合の運営が行われておるのであります。その土地復興整理組合、どうもことごとく組合の施行方針と一般街の人々の意見がびつたりと行かないことが非常に多いのであります。これが具体的な例を申上げますと、仮に組合の形態は地主を以て組織された整理組合でありまして、借地権者或いは借家人といふような人々がこの組合に参画する権利は全然認められておりません。そうした関係上この組合がとにかくそこに委員会の組織を定めまして、これは一部特別都市建設法を含んでの措置であります。整理委員会を作つてその委員会のその権限と責任の範囲と申しますれば、この組合の仕事にいわば一部諮問機関といふような程度の範囲を与えられておるのであります。これも過去三年間の、組合が組織されて今日に至るまでの事情を申しますと、まあ事ごとくに諮問的に民意を何とか取入れてやろうと努力して来られたことはよく私も承知しておるのであります。併しその諮問的に組合の行

き方を改めて来ておるといふことは、誠に今以てもまだきつぱりと行くことは殆んどないといつていいくらいに、すべて組合の施行方針万端で、一般人の地上権を持つておる人、或いは家を借りてそこに住居、営業をなしておる人たちの利益を守るという点は殆んど等閑されておるわけでありまして、これを考へまして誠に本法案の制定は両手を挙げて私どもは喜んで賛成するものであります。具体的な施行方法につきまして幾多まだ関心を街の人々は持つておられるのであります。それは成るほど組合の今まで施行されておる実績は、先ず以て法律が古い新らしいは第二の問題としても、決してその法律には抵触していません。併しながら或る国家の立法の下において、一般大衆が納得が行かぬといふことにつきましては、まあこの法の不備が少くないのであつて、これを改められる、或いはこれを補填されるということについて、これは我々としては喜んでおるわけでありまして、まあ私が現在今日まで恵比壽の居住者の一人として私は地上権を持つておる人、恵比壽の町でさやかな商売をしておるものであります。今までやつて来られた事情についてはどうも街の人が団体を以て、心の中からいふと訴えて組合と折衝してもなかなかそれはうまく行かぬ、それは土地の収用が第一の基準であり、その次にはそれに附帯して權益を保護して欲しいといふことについての頼みであるけれども、これが大体において通らないのです。そしてこれは一つの例であります。私、一本の路線を設定するのにどうもみんなの納得が行かぬような路線が計画されて施行

されこれをやられると非常に何十年來先祖から伝わつてそこに營業をし、生沽を営んでおつた人たちが大きな打撃を受けて、場合によつては事業をしてもそこにおいても立ち行かない状況にある人がたくさんある。そういう際においてこれを事情を話してもどうも極みどころがない。併し法の前において判定を受けておるとしても、これがなかなかできない。止むを得ず私はこのの元民の意見を妥當なりとして可決いたした。いわばこれは地方自治法によるところの結末がついて地方長官に対して意見書を区會議長から出されたのであります。これが現在東京都長官の手許に最近出ておるはずであります。一方都のほうの監督上の範圍内においている／＼御相談に上つてもやはりうまく進まない、もう一步進んでこれはどうも仕方がないので法務局に相談しても、どうも法律の上においての解決はちよつとこれは困難であるというので、又人權擁護局に参りまして、人權擁護局ではこれはその街の人々の擁護はこれは妥當である、このままこの路線工事が施行されるといふことになる、これは成るほど人權を侵される虞れありといふような人權擁護局から判定を頂きまして、目下多分建設省にその書類が回付されておるのじやないか。私は思つております。次官宛に人權擁護局長から書類が送られておる。こうした問題が非常に多いのであつて、これはすでにこの組合の施行といふことは不適當といふて許可をしておりんといふことを聞いておりますが、

その問題はやはり土地の収用の問題でありまして、これは只今地方の証人のかたが耕地を基準としていろ／＼お話がありましたが、この都内においては御承知でしょうが土地の価額は非常に判断の範囲が広く、まあ田を作り畑を作る、これは米が一俵、二俵多く穫れるか少く穫れるか、そういう土地による利害関係というものは或る程度殆んどわかつておるんですが、東京郊外におきましますと、その点はなかなか押え切れないところがある。或いは三十坪あつても大した収益のない土地もあれば、場所においては一坪であつても何人かの一家が支えられて行くといふような土地もある。ここに從つて土地がその面積、坪数においてただ単に頭から判断が下せない。非常に価値的に相違があるといふことはもう御承知の通りでありましょうが、その事実をこの都会においての土地の収用につきましましては非常に見解のむずかしい点が多い。これらを今度運用される場合におきましますと、先ず以て運営をされる人の問題であると私はこう考えておるのですが、仮に法律ができてその法律を殺して使うか生かして使うかといふことは人の問題であります。この法案を私は概略を聞かして頂きまして、そういう点から申しますと大変私らといたしましては結構な法案ができ上ると衷心喜んでおるのであります。が、從つて一日も早くこの法案の施行実施を期待して参つておるものであります。なお今日明日におきましても目前に迫つた事業地帯における關係上、成るべくならばもうこの法案が制定され可決されましたならば、即日施行してもらいたいといふような考えを皆持つ

ておるのであります。現にこの土地収用、私は今土地収用上の立場から申し上げますと、借地権者として申上げました、この組合員が僅か六、七百人の地主を以て組織されておるのですが、この地主の三〇％乃至四〇％は自分の土地を組合が処理されておることを知らない人がある。こういう点においては、実際の私は事実を証言する建前におきまして、御参考までにお聞きとりを願いたいと思いますが、まあ帝都にある地主さんとしても実際は非常に無関心なのです。或いは借地人にしても非常に無関心な点が多い。自分の軒下に杭を持つて来て叩き込まれてから初めて気がついてこれは大変だと非常にその打たれるほうにおいては被収用者としても無関心である。併しながらこうした人々の最低な知識線のところを基盤として、この法案を親切な建前で施行して欲しい。そういう私は希望の上から申し上げますと、この施行細則等におきまして、なおそういう見解の下に施行上の親切味を一つ含んでお願いをしたい。これはわからない人は、あとで自分の無関心なことを棚に上げて置いて、そうして言うときはあとから非常に面倒なことを言い出してごた／＼する。そういう例は現にたくさんございますが、そういうこともこの収用の側に立つて指導する、教えてやる、そこに親切味を持つてやつて頂きたいという点において、この施行細則に対して特に肉を附けてやつて頂きたい。

概略以上の実際の体験を申し上げます。て、証言を終りたいと思います。

○委員長（小林英三君） 長島証人の只今の証言に對しまして御質問がありまするならば一つ……。ないようであります。

ます。大変有難うございました。

次は起業業者側といたしまして、日本電気協会の事務の田倉八郎証人の証言を求めます。

○証人(田倉八郎君) この法案の成立に關しましては、電気協会としてもしばしば早く成立いたしますように關係方面にお願ひ申上げて置いた次第でありますが、なぜこの法律が早くできることを要望するかと申しますと、大体大分けにしまして四つの理由があるのであります。

その一つは、先ほど吉田証人も言われたように、この現行法は明治三十三年という非常に古い時代にできた法律でありまして、今日におきましては、新しい憲法を初めといたしまして、あらゆる法律が新時代の民主的なものになつておるにかかわらず、丁度水の中に油があるがごとく、現行土地収用法が存在しておるのであります。それで現行法は御存じの通り極めて官廳的であり、一方的であるのであります。これを見方によりますと、起業業者側としては、或いはそのほうが都合がよいではないかという見方もあるかも知れませんが、世の中がすでに民主的な時代になつておりますので、その周りが全部が民主的な空氣、民主的な法律時代になつたのに、ひとり土地収用法だけが古色蒼然として一方的な法律があつても、それが決して円滑に運用できないということは當然のこととであります。そういうような見地からいたしまして、この新しい法律が一日も早く成立して、そうして今日日本の最も緊急問題の一つとなつておりますところの電源開発を促進するのに従つて立つようにして頂きたい、これが

第一点であります。第二点は、現行法におきましては、その第七條或いは七條の二といったようなところに、土地に関する権利或いは又水の使用に関する権利といったような極めて漠然とした用語で以て現わしておりますけれども、これではその権利の内容が甚だ不明確でありまして、起業者側としてもその解釈に苦しみ、従つて土地所有者その他の関係者との間に要らざる紛争を招いておる実例がたゞさんあるのであります。か、今度の新しい法律案の第五條ですか、それによりまして、たとえば土地に関するものにつきましては、地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借又は賃貸借による権利とか、或いは又鉱業権、温泉を利用する権利といったふうに、極めて明確に規定しておるのであります。又水に関する権利にいたしましても、同條の第三項にありますように、「河川の敷地又は流水、海水その他の水を第三條各号の一つに規定する事業の用に供するため、これらのものに關係のある漁業権、入漁権その他の河川の敷地又は流水、海水その他の水を利用する権利」というふうに相當明確に規定されております。こういふふうに要らざる争いの種が少くなるということも、私どもがこの法律を早く施行して頂きたいという第二点であります。第三点は、先ほどどなたかおつしやいました通り、和解、協議の確證の規定ができました、それが従来の裁判に代るというそういう規定が入つたこととであります。このために今までのように、ことごとくが裁判という固い手続によらずに、和解、協議といったような弾力性のある規定が入りましたこ

とは、土地収用の実施に即した解決が急遽にできるという途が開かれましたので、これ又我々起業者の者といひましたし、極めて望ましいことであるのであります。その次は新法の第百二十三条の問題であります。実を申し上げますと、この法案が立案されております途中におきまして、この百二十三条に關しましては、私も起業者と関係者といひましては、再々うささるさいほど陳情もし、意見も述べさして頂いたのであります。即ちこの百二十三条は緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用でありまして、この緊急とは何ぞやという問題であります。私の考えによりますれば、この緊急には二色あると思ひます。例えば天災地変によりまして堤防が崩れたとか何とか、そういう一刻も、一時間も余裕がでないといふたような類のもの、それから先ほど申しましたように、現在の日本では電源開発は緊急の要務であるといふ、その緊急と、こういつたような意味で、二色の意味があると思ふのであります。即ち前者はいわば緊急の単位が時間若しくは日を以て計るようなものであります。後者の電源開発、電源開発何年計画といふたようなことは、この緊急の計り方の単位は、決して時間的若しくは日を以て計るべきものではなくて、半年とか或いは一年とかいふ相当幅のタイムを以て計るべきものであります。これ又日本の経済の自立、延いては国民民福の増進の上には誠に緊急なるものであります。この緊急の意味がこういふふうになり二色ある。殊に本法案におきまして百二十三条の中程になります。その他公共の利益に著しく支障を及ぼす

虞れがあるといふた、この字句の中に今申しましたような電源開発なんかの計画を滞りなく促進するといふような意味のことも含まれるものと解釈したいのであります。なぜかと申しますと、現行法の下における電気事業者の過去数十年の経験によりますれば、勿論電気事業者側にも相当横暴なる措置がなかつたとは申しませんが、他面多くの善良なる土地所有者にまじりまして極めて一部の人が悪意に、又はためにせんがために争ひ、争わんがために争ひ、争ひして公共の利益を無視すると申しますか、そういう事件のために工事が極めて遅延してしまつたといふ例がたゞさんあるものであります。殊にこの新しい法律におきましては、土地所有者その他の人権が厚く保護されることになりましたのであります。それから、その中の悪意の人がその厚い保護に隠れて權利を濫用して、公共の利益を軽んずるといふようなことのために、この大事な仕事が遅れて、それが又引返して、国民大衆全般に著しい悪影響を及ぼすといふような場合には、この百二十三条を適用することが出来るものといふふうな解釈いたしますことが出来ますならば、その意味においてこの法律は極めて望ましいものであります。これがこの法案に賛成する第四点であります。併しなからこの百二十三条につきましては、解釈上若干の疑問があるかと思ひます。なお附加しますが、同条の第二項におきましては、「前項の規定による使用の期間は、六月とする。使用の許可の期間の更新は、行ふことができない。」とあります。従ひまして仮に第一項によりまして、所定の手続を経て担保を提供し、そうして電気工事を始めた後に六ヶ月間に話がつかない。そこに施行した多くの建設物を原状回復にまで撤去しなければならぬふうなふうにも見えるのであります。併しなから法律は申上げるまでもなく、運用が大事なのでありますから、この第二項に書いてある六ヶ月の期間内に根本的の解決が出来ますように定めし運用されることだらうと信頼いたしまして、この百二十三条を含めて本法案に賛意を表するものであります。これが若し只今申上げたような意味の緊急といふことが含まないものとすれば、その意味では賛成申上げることができないのであります。その点につきまして若し委員長のお許しがありましてこの法案を提案された方からこの解釈について御意見を承へることが出来るものでありますならば非常に幸ひと存じます。これを要するに以上申上げましたような四つの主なる理由の故に本法案が一日も早く施行されますようにお願い申上げたものと存じます。以上でございます。

○委員長(小林英三君) 田倉証人の只今の証言につきまして御質問が御ありの方は御質問願ひます。それでは田倉証人御苦勞様でございます。○小林英三君 今田倉証人から発案者の説明を求めておられるのでおやりになつたら如何ですか。○委員長(小林英三君) 委員会がこの法案に対する証人の証言を聞いておりますので、証人のほうから発案者に対して許しておらないのであります。○田中一君 審議をしておらないのだから、我々はその返事は無理かと思ひますから拒否されたいと思ひます。

○委員長(小林英三君) 只今委員会は証人の証言を求めておるのであります。○小林英三君 発案者の説明があればなお証言したいのでありますから、その意味で……○田中一君 我々委員会の審議に入つていないのであります。その審議に入つた後に……○委員長(小林英三君) 次は学識経験者といひまして京都大学の法学部の教授の須貝脩一証人の証言を求めます。○証人(須貝脩一君) 大学で行政法の研究講義をしております関係上土地収用法には非常に興味を持つておりまして、そして殊に現行土地収用法といふのが明治年間にできました古い法律でありまして、これだけがまだ終戦後多くの法令が改正されましたにもかかわらず古い法律がそのままに残つておる。いづれこれは改正されるであらう。併しそれにしても甚だ遅いという感じを持つておつたのであります。ところが今回こういうような全面的な改正案といふものが出されました。そして内容を拝見しますと大体私は賛成の意見を持つております。そういう意味でこの法案が出されるということは、今からでも遅くない。非常に結構なことだと喜んでおるわけでありまして、それでそういうような結論を先に申上げたわけでありまして、それによその理由は、どういふところにあるかと申しますと、一体この土地収用といふ名前をとつておられますが、實際は土地の収用だけではないのでございまして、それ以外にも土地に關する各種の件、或いは土地以外のものの収用といふようなものも規定しておるのであります。これはむしろ公用のための収用をやる根拠になる法規であるといふ意味で公用収用といふような実体を持つた法律であるのであります。ところでこの公用収用という制度はこれは事柄の性質上非常に強い制度なんでありまして、その公用収用の本質といふものは、これは必然的に実は一方向的なものであります。そういうことを言うと言ひます。併し赤裸々に言へばその本質は一方的なものである。つまりこれは公用の事業のためにこの土地といふような掛替のない、或る……その土地の位置とか、どういふ位置であるか、そういう位置とか、或いはその他の性質といふものが、これが代替を許さないといふような、そういう性質を持つておる。そしてこれをとるといふことを國家でできます。これは結局有無を言はずに、最後には収用する。こういうことになつて参るのであります。そこでこの土地収用法といふものは、せいふのところに、こういう強い、強権の發動を、これを成るべく人情味のある、思いやりのある、被収用者の事情、意見を十分に取入れて、そして妥協な解決をする、こういうことを保障するような規定を作るといふことが、土地収用法の目的になつて参るわけでありまして、それで土地収用法といふのはそういうわけでありまして、決して私権の保護といひますか、私権の保護といふ方面からだけこれを見ると、一体この土地には参りませんので、それと同時に公用のために円滑な手続で、そしてこの被収用者が納得するような方法でこれを収用するといふこと

によつて、公共の福祉の実現が滞りなく達成されるというような、そういう公益の保護ということも同時に大きな目的になつておるわけであります。要するに土地収用法としてはこういうような公用のための財産権の制限ということと、それから片方においてこういうような制限を受けます財産権というものとのをどういふふうに調和させるか、こういうようなことになつて参る。それでそういう形式としまして、法律によつてやらなければならないというところが憲法で保障されておるわけでありますが、併しこの憲法の保障も今申しました通りに、二面から、二つの側面からこれを見なければ本當の意味はつかめないものでありまして、一つは人民の自由財産を制限する、その制限に対する防壁として法律があるということが一つございます。そしてこれは明治憲法におきましても、立憲君主制という建前から、君主の行政権に対する制限としての法律で以て財産権を保障する、こういう意味を持つておつたわけであります。ところがこの新憲法におきましますような民主制をとることになつて参りますと、今度は考え方が変わつて参りまして、法律というものは決してそういうような立法権に対する制限、それで以て完全な最高の君主の大権というものを法律で制限をする、こういうことじやなしに、実は立法権が国家における最高の権限になるのでありまして、こういうような土地収用というような最高の国権、いわゆる主権の作用として行われるこういう行為については、必然的に実はこれは立法権の作用であります。權力分立をやつております上から言ひまして立

法権、司法権、行政権三つありますうちで、この公用収用権は立法権の範圍に属するということになるわけでありまして、そうして法律というのはそういう公用収用権の発動、それをこの法律で現わす、こういうことになって参るものであります。実は本来は国会がこういうような最高の国権の機關なんでありますから、公用収用権というのは国会が握つておる。ただ国会自身が個々の事件につきまして一々公用収用の手續をとるということが實際上妥当でなないために、こういう公用収用権を特に行政権に下げ渡して行わせる。要するに主権というものは国民から信託されおる、その信託された最高の国権を、法律という形で今度は国会が行政権に賦与する、こういう意味を土地収用法というものは持つて参るわけであります。そこでこの土地収用法というものは、常に二つの意味を持つておるのであります、一つはそういう公用の実現ということと、それからもう一つはそういうような国会によつて賦与された権限を行政権がこれを間違つて使わないように法律で抑える、そういう意味と二つの意味が出て参るわけであります。そこで例えばこの問題の事業認定に關しまして、一番最初の如何なる事業が公用に属するかというような規定の点につきましても、この旧法では、現行法では、甚だ漠然とした項目を列挙するに過ぎなかつたものを、今度はたくさん項目に分けまして、第三条で三十三項目に分けまして、詳しくそれを限定して規定しようということのごとき、これは二様に解釈されるのであります、一つは先ほどからほかのの証人のかたが仰せられましたように、

勿論これは私権の保護ということに役立つものではありますけれども、併し又一方この列挙された項目というもののの中には、旧法では解釈の問題としまして、恐らくその列挙された項目の中には含まれ得ないであろうようなそういう事業までこの中に入つておるわけであります。そして又この公用収用権を委託されました行政権の側としまして、こういうふうになつておる法律の根柢になつておる法律を指摘し、又その事業について公用収容を許す範圍というふうなものをはつきりここに特定しておるということから、いわばこういう新しい土地収用法の第三条をバックにして公用収用をやる限りは、これは立派な法律の根柢規定があるのだというので、大手を振つて榮な氣持で事業の認定をやることができる、こういう意味におきましてこの第三条の規定のごときも、この公用の目的を円滑に到達するということが一つと、それから第二には私権の保護、こういうような両面の意味を持つて来るわけでありまゝす。その他今電気事業に係るの御証人からお話がありましたように、こういういろいろ／＼な權利、それを収用できるということを明定したという点もやはり同じように考えられるのでありまして、この公用のためにそういうふうな權利を収用し得るということがこゝではつきり規定をされて来た。そういうふうにして、この土地収用法は片方側ではそういう公用収用が十分にその目的を達成し得るようなそういう仕方である規定を設けておるということが先ず第一にあるわけであります。これが望ましいことは勿論であります。この古くは現行の土地収用法はこれは甚だ官廳

的な法律であると言われておりながら、而も官廳的な法律であるが故に、現在の民主化された世の中において行政権はこれを利用するに當りましては肩身の狭い思いをしなければならぬ、ん、そうして土地収用がやりにくい、こういうことがあつたわけであります。この点が今度の土地収用法によつて先ず除かれておる。こういう点が先ず第一にこの法律案の長所であるといふふうに考えられる。それから第三に勿論私権の保護に遺憾なきを期してあるという点が第二に長所であると考えられます。それから第三に手続的な点におきまして従来の土地収用法というものとは、これは制度の趣旨がいわゆるもの、これは、これは制度の趣旨がいわゆるもの、これが強い権力を持ちまして、それが土地収用をすべて任せられてやる。こういう建前であつたのであります。が、併し今度の土地収用法はそれと似ておるようでありますが、やはり手続の点で變つて來ておる。どういふふうな點で變つて來ておるといいますと、建前に變つて來ておるといいますと、大臣が、特に國に留保したような事々ない種々の事業の認定については、自分でやるということになつておりますが、それ以外の地方的な事業はすべて府県知事に任せている。こういうふうな趣旨でそれが地方分権の趣旨に即しておるといふようなこともありますし、それから又収用委員会というものの性質が、従来の収用審査会とはまるるで變つております。従来の収用審査会というのは、これは行政のかたの機關でありまして、府県知事というものがその委員長になつておる、そうして官側の代表者とそれから学識経験者の委員、両方からできておる。こういう

のでありますが併しこれは何といひますか、行政権を代表しましてやるところの機関である。ところが今度の収用委員会というのは、やはり行政機関の一種ではあるのでありますが、併し普通の行政の系統とは全く独立しまして、あたかも裁判所に準ずるような地位を以ちまして、そうして裁判所と成るべく同じようにしておる。そういう手続を使いまして収用の採決をやる、こういうことになっておるのであります。つまり収用権を持つておる、そういう収用権を任せられておる行政官と、それから被収用者というものの中に立ちまして、公平なる第三者としてこの収用の採決をやる、こういうふうになつて来ておるわけであります。そういう意味でこの手続の点でも単なる行政権だけの判断によりまして事が勝手気儘に運ばれるという感れがないように、この収用委員会という制度ができておるわけでありまして、勿論この法律の運用というものが非常に大事である以上は、この収用委員会というような構成が真に適當な人を得て、十分にその制度の趣旨を遺憾なく發揮するように行われることが望ましいわけであります。そういう意味でその委員の任命の仕方というものが規定されておる、こういう点で手続の趣旨が變つて来ておる。

それから更にこの手続が非常に民主化されておる。当事者の言ひ分を十分に事前に聞きまして、そうして十分被収用者の意見を取入れた上で、最後に採決をしております。こういうような方法をとつておるわけであります。そういう意味でこの手続の民主化が行われたいとおるというばかりでなく、更に和解

とか調停とか、或いは協議というよう
な制度を強力にする、或いは新設しま
して、それによつて成るべく両当事者
の納得づくで事が運ぶように、而も第
二にもう一つ意味があるのではありません
か、そういう納得づくで運ばれた場合
も、それが収用の採決と同じ効果を持
たし得るというような制度を作つて来
ました。協議の確証とかその他の制度
が作つてありまして、これによつてそ
の納得づくで合意の上できまつたこと
は、これは収用の採決と同じように強
力に滞りなく執行できるといふふう
にしてある。それから又非常に手続を煩
重にしまして、親切にしておる半面
おきまして、今さつとお話のありま
したような百二十三条のようになさう
う緊急に施行する事業については、こ
ういう并法をできるだけ認めておる
という点、これでこの土地収用法の第
一の目的を遺憾なく達成しようとしてお
るといふような点、そういう点でこの
手続というものが非常に合理的に、
而も人権の保障について遺憾がないよ
うにしておるといふ点が本法の特色で
あるといふふうにおられるわけであ
ります。そのほかこの土地収用が行われ
たあとにおきまして、これに対して訴
願とか、或いは訴訟というような法的
救済の点につきまして、十分に事後の
審査を行なつて、そして行政権がそ
の権限を濫用しない。又行政権のやつ
た処置が妥当なものであるといふ点
を、十分に別の機関が監督し得るよ
うに、規定を設けておるわけでありま
す。そういう点もこの従来の土地収用
法よりはよほど完備して参つた点が認
められる。それで要するにいろ／＼話
したいことがあるのでありますが、結

論としまして、引つくるめて言へば、
これは現行土地収用法に比較しまし
て、決してここに書いてあります、参
考資料として現行土地収用法と改正土
地収用法との対比というものがここにあ
ります、ここに書いてあるだけでな
く、いろ／＼の点につきまして、土
地収用法が近代化され、そして又民
主的になつて行く、そして終戦後た
くさんに出ましたほかの法令に比べま
して、決して勝るとも劣らないような
内容のものができ上つておるといふこ
とを、これは拝見してそういう印象を
受けたのであります。それでまあ大変
長い話になりましたが、一応私の証言
はこれで終ります。

○委員長(小林英三君) 只今の須貝証
人の証言につきまして、御質問のおあ
りの方は申述べて頂きたいと思いま
す。
○岩崎正三郎君 いろ／＼私の権利を
抑える方面と、私の権利を守る関係
が、勿論この法律のむすかしいところ
であると思ひますが、今いろ／＼私
の権利を抑えるところの面というもの
が三カ条も出ておりますが、第三条
中で三十号のところ、住宅の問題
で、住宅を国、又は公共団体が造る場
合に、そして賃貸し、又は譲渡する
目的を以て五十戸以上の一団地を經營
する場合に、これも又やるといふこ
と、それから又まあ一般の普通の自動
車運送業者が専用道路を作つたとい
う、そういうこと、この問題があら
まに……、結構なことではあるけ
れども、一面において少しまあ何と言
いますか、中途半端と言いますか、或
いは又何か不十分というか、行き過ぎ
であると言ふか、そういう感じがする
のでございしますが、何か御意見ござ
いませんか。例えば居住の住宅を造つて
やるというところは結構なことなんだ
が、五十戸にする、どうしてこうい
うふうにしなけりやならないのか。若し
国が、公共団体がそういうことをする
ならば、あえて五十戸と言わずに、も
つと十戸でも、五戸でもやつたらよ
うじやないか。又一つには一營利業
者の自動車運送業者が道路を作るのに對
して、私の権利を束縛するやうなことを
をしなけりやないかといふことを
私疑問に思ふのですが、そういうこと
に對してお考えありますか。

○証人(須貝一君) 私政府委員じゃ
ありませんので、實際のお話は、立法
の経過はよく知らないのですが、公平
な第三者としてお話申し上げれば、これ
はイギリスやアメリカの判例で、こ
ういふものが公用の場合に該当するとい
うことは、長年の裁判の判例できまつ
て来ておるといふところがあるわけ
です。それで何と言いますか、そういう
やうな民主化された国においても公用
と認められて怪しんでおられない。とこ
ろがこの庶民住宅のごときも、現行の
土地収用法ではこれができると否か疑
問がある。或いは現行法の解釈ではで
きない。そういうやうな点につきまし
てこういう規定を作られたのだらうと
思ひますが……。
○岩崎正三郎君 結局あなたのほうは
これは妥当だとお考えですか。或る程
度のものは……。
○証人(須貝一君) そうですね。何
と言いますか、まあ裁判所が判例でそ
ういふものを妥当だとしておるのであ
りまして、だから私はそういう点をそう深
く研究しておらないわけですが……。

○田中一君 この九十三条、「第二節
測量事業の廃止等に因る損失の補償」
というところの九十三条のところ
に、二項に、「前項の規定による損失
の補償は、事業に係る工事の完了の日
から一年を経過した後に於いては、請
求することができない」とされておる
のですが、そこに発電工事や何かの
場合ですね、例えば土地を嵩上げし
て、そのために水が出る、自分のたん
ぼを耕すために灌水する。その年は何
遍と雨が降つてもそういう灌水はしな
かつた。併しながら一年過ぎて後に又
その翌年、非常にそれ以上の雨が降つ
た。その場合にどうしても一年を経過して
おるから補助はできないという場合に
に、法律的にはそれをどういう方法で
以て請求し得るのですか。
○証人(須貝一君) そういう灌水の
場合は九十三条の理論はなくて、別
の不法行為の理論でそういうことは救
済されることがありますから、ただこ
れの九十三条はむしろそれじやなし
に、ここに書いてありますように、
「土地を事業の用に供することに因り」
こういうやうな違法な事業によりま
して損失を受ける、こういう場合、
これは不法行為のあれで裁判所に訴え
ても損害賠償はもらえない。而もその
強制収用の制度として、そういう場合
にも、被収用者以外の者ではあるが、
やはり損失補償をしなけりやないけ
ない、こういうことを特にこの規定を括
けて……、こういう例はほかの法律に
はないのです。そういう制度であつ
て、この一年という期間は恐らくはこ
ういう非常に親切な思い遣りのある規

定を置いたわけですが、併しこのため
にいつまでもたつても、何と申しますか
いわゆる損失補償が片附かないとい
うような状態が長く続きまして、あた
かも一漏れ裁判をしまして、その結果が何
年たつても決定しないのと同じよう
に、いつまでも喧ましいあれを免れな
いといふことになつてはまずいので、
そこで現実と理想との妥協として一年
というふうにも結果が出て来たのだら
うと思ふのですが……。
○小川久義君 各証人の証言をお聞き
いたしました。我々審議に際して非常
な参考になる点が多かつたので、これ
から証人の方の御意向によりまして審議
に入りたいと思ひますが、今日は時間
も相当経過いたしましたので、この辺
で休職をお願いしたいと思ひます。
○委員長(小林英三君) これにて本
案に對します各証人の証言を終了し
たものと認めます。
証人の各員には御多忙のところ御
遠路からおいで下さいまして大変御苦
勞さんでございしました。有難うござ
いました。
午後零時十一分休職
午後一時五十分開会
○委員長(小林英三君) 只今か、休職
前に引き続きまして建設委員会を開会
いたします。
先、公営住宅法案の提案理由の説明
を求めます。
○衆議院議員(田中角雄君) 只今議題

となりました公営住宅法案につきまして、提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のごとく政府は戦後毎年地方公共団体に建設費の半額に当る補助金を交付して低家賃の庶民向賃貸住宅を建設させているのでありますが、これは、ただ年々公共事業費予算のうちに国庫補助金を計上するという予算措置だけに依存するものでありまして、恒久的に国策として確立されたものではないのであります。外国の例を見ますと、イギリスでは、今から百年前、即ち一八五一年に早くもシャフツベリー法と称する「労働者住宅法」が制定されて、地方団体が低家賃の賃貸住宅を労働者に供給する途を開き、この法律に基く方策は今日まで承継されております。アメリカでも、一九三七年の「合衆国住宅法」によりまして、地方当局による低家賃公営住宅の供給方策を確立しているものであります。西ドイツ、イタリー、オランダその他のヨーロッパ諸国においても公営住宅に関する法律を持つ国が多いのであります。これらの外国の例を待つまでもなく、我が国におきまして、特に戦後の困難な住宅問題を解決するために、国の助成による公営住宅の供給方策について速かに立法措置を講じてこの方策を恒久的に確立する必要があるものであります。公営住宅法案は、以上の観点に立つて国の補助による公営住宅の建設、補修及び管理に關して規定いたしました。公営住宅の計画的供給に關する国と地方公共団体の責任及び公営住宅の建設に要する費用の両者の負担の限界を明確にすると共に公営住宅の管理の適正化を図つた次第であります。

次にこの法案の条文の説明を簡単に申し上げます。

この法案は、四章二十九条と附則五項から成つております。第一章総則。本章は法の目的、用語の定義、国及び地方公共団体の責任に關する事項を規定いたしましたのであります。

第一条は、日本国憲法第二十五条の趣旨に則りまして、法の目的を明らかにしたものであります。第二条は、法文中にしばしば出て参ります用語の定義を定めたものであります。第一号の地方公共団体というのは、普通公共団体である市町村及び都道府県を言います。第二号に公営住宅の定義をいたしております。この定義によりまして、国の補助によらないで建設し又は今後建設する賃貸住宅はこの法律でいう公営住宅ではありません。ただ後に附則第三項のところで御説明いたします。この法律による公営住宅でない公営の賃貸住宅につきましては国の補助を受けたものにつきましてはこの法律による公営住宅とみなして、この法律を適用することにしたのであります。なおここで住宅の附帯施設というものは、住宅に設ける電気、ガス、給水、排水その他の住宅の機能保持上必要な施設を指しております。第三号の第一種公営住宅と第四号の第二種公営住宅は、公営住宅を二種類に区別したものであります。第二種公営住宅は、家賃を第一種公営住宅より安くして、家賃の負担能力がないために第一種公営住宅に入り得ない者、又は災害により住宅を失つた低額所得者に提供することとしたわけでありまして、家賃に關する事項は後の条文で規定しまして、ここでは入居者の所得と住宅の規格について政令で規定するといふことにいたしましたのであります。入居者の所得は、経済事情の推移と共に変動することが予想されますし、又家族構成の如何によつても家賃負担能力に差が生じますので、政令で定める入居者の収入の基準は相当幅を持たせて規定すべきものと考へております。第五号に公営住宅の建設を定義いたしました。公営住宅の建設に必要ない土地の取得又はその土地を宅地に造成することを含ませましたのは、住宅の建設がその敷地と不可分の關係にありますので、この点を注意的にせん明したものであります。第六号の公営住宅の供給と申しますのは、公営住宅の建設と管理をすることを言うのであります。公営住宅の建設と管理は、多くの場合同一の地方公共団体が行うのであります。又それが適當であると考えられますので、この法律では同一の者が建設と管理の両面を担当することとを予想し、従つて便宜上供給という用語を用いた次第であります。第七号の共同施設と申しますのは、公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設を言うのであります。法案の第五条に規定するように公営住宅を大体一団地に五十戸以上集团的に建設する場合に共同施設を建設することが望ましいのであります。共同施設は、住宅の附帯施設のように個々の住宅の機能上必要なものでなく、住宅を集团的に建設経営するときに初めて必要と認められるものであります。その種類は政令で定めることにいたしましたのであります。第九号の事業主体というものは、公営住宅の供給を行う地方公共団体に便宜上つけた名称であります。

定するといふことにいたしましたのであります。入居者の所得は、経済事情の推移と共に変動することが予想されますし、又家族構成の如何によつても家賃負担能力に差が生じますので、政令で定める入居者の収入の基準は相当幅を持たせて規定すべきものと考へております。第五号に公営住宅の建設を定義いたしました。公営住宅の建設に必要ない土地の取得又はその土地を宅地に造成することを含ませましたのは、住宅の建設がその敷地と不可分の關係にありますので、この点を注意的にせん明したものであります。第六号の公営住宅の供給と申しますのは、公営住宅の建設と管理をすることを言うのであります。公営住宅の建設と管理は、多くの場合同一の地方公共団体が行うのであります。又それが適當であると考えられますので、この法律では同一の者が建設と管理の両面を担当することとを予想し、従つて便宜上供給という用語を用いた次第であります。第七号の共同施設と申しますのは、公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設を言うのであります。法案の第五条に規定するように公営住宅を大体一団地に五十戸以上集团的に建設する場合に共同施設を建設することが望ましいのであります。共同施設は、住宅の附帯施設のように個々の住宅の機能上必要なものでなく、住宅を集团的に建設経営するときに初めて必要と認められるものであります。その種類は政令で定めることにいたしましたのであります。第九号の事業主体というものは、公営住宅の供給を行う地方公共団体に便宜上つけた名称であります。

地方公共団体の義務であることと規定した条文であります。これは元來住宅問題は市民なり県民なりの問題であり、又住宅事情の実態を最も把握しやすいのは市町村又は都道府県であり、且つ住宅建設事業の実施機関としても地方公共団体が適當であるといふ趣旨に基いて、地方公共団体に住宅供給に關する義務を負つた規定であります。第四条は、前条の公営住宅の供給に關し必要がある場合に国及び都道府県が援助しなければならぬ旨を規定したものであります。公営住宅の供給は地方公共団体の義務でありますから、事業主体たる地方公共団体がその費用を負担すべきであるのは勿論であります。が、地方の財政力には限度があつて、その費用の全部を負担するのは不可能であり、従つて深刻な住宅不足の解決を地方公共団体だけの責任とすることは民生の安定上、又国民保健上由々しい問題であります。そこで国が費用の一部を負担すると共に、金融上及び技術上の援助を与える義務を負うといふ趣旨であります。第二項で市町村が公営住宅を供給する場合に必要があるときは都道府県もその供給を援助すべき旨を規定しましたのは、特に財政事情のよくない市町村については国の援助だけでは不十分な場合があり得るのでこの規定を設けた次第であります。

第二章公営住宅の建設。本章は公営住宅の建設基準、建設計画、補助金、貸付金等に関する事項を規定いたしております。第五条は、公営住宅及び共同施設の建設の建設基準に關する条文であります。建設基準を建設大臣が定めることにいたしましたのは、財政事情や建築技術の発達或いは国民の生活水準の向上によつてしばしばこれを改善することが必要であるからであります。従つて公営住宅の建設基準は政令で定める規格の範囲内でその規模、構造、配置等について必要に依つて改善を加へることにいたしましたのであります。第五条第二項は公営住宅を集团的に建設する場合に共同施設をも併せて建設せしめようといふ趣旨であります。が、これは従來我が国の同地住宅の経営において比較的困難とされてきたものであります。今後は住宅の建設ばかりでなく、いわゆるコミュニティの形成に努力を払ふことが必要であると考えますので、この点を強調したために設けた規定であります。第六条の公営住宅建設三箇年計画と申しますのは、公営住宅建設事業をある程度長期の見通しに立つて計画的に行ふ趣旨であります。これによつて国も地方公共団体も長期的に成る程度の予算の見通しをつけ得るのであります。又住宅の建設は土地の取得を前提といたします。が、年度だけの建設計画では土地の取得が困難なために折角の建設計画も完成しないことがあり得るのであります。同会の承認があつた公営住宅建設三箇年計画の範囲内においては次年度以降に建設すべき公営住宅に必要な土地を手配することができるといふのが大きな狙ひであります。第六条第一項及び第二項の規定にありますが、第一項は昭和二十七年、八、九の三年を第一期として定められるのであります。その際都道府県知事作成する計画資料には市町村長との協議を通じて地元の意向も十分反映させるようにしておきます。第三項の規定により三箇年計

画の大綱は国会の承認を必要とし、国会の承認があつた公営住宅建設三箇年計画は、第四項の規定により建設大臣が都道府県の区域ごとに計画を細分して都道府県知事に通知することになり、都道府県知事は第五項の規定により市町村の区域ごとに細分して市町村長に通知することになります。以上の公営住宅建設三箇年計画は予算計画ではありませんが、第六項の規定により内閣は計画実施に必要な経費をできるだけ予算に計上しなければならぬことになっております。

第七条は国の補助に関する条文であります。第一項において公営住宅に対する国の補助の割合を第一種公営住宅については建設費の二分の一、第二種公営住宅については建設費の三分の二と區別して規定いたしております。これは、国庫補助金は家賃で償却する額に算入しない建前であり、第二種公営住宅を特に低家賃にするためには第一種公営住宅より高率の補助を行う必要があるからであります。第二項は共同施設についても建設費の二分の一以内を補助するという規定であります。共同施設の建設は前にも御説明しました通り、公営住宅の団地経営に必要なものであります。共同施設の種別によつては独立の企業として成立つものもあり、或いは地方によつて入居者のために特別のサービスとして特殊の施設をする場合もありますので、国があらゆる場合に必ず補助金を交付する必要はなく、国の財政事情、共同施設の緊要性の程度などを視み合せて補助し得ることとしたわけであり、第三項は補助金額の算定方法に関する規定であります。第四項は次年度

以降に建設すべき公営住宅又は共同施設の土地の取得に要する費用をも補助するという規定であり、これにより前条の公営住宅建設三箇年計画の遂行が効果的になるものであることは申すまでもありません。第八条は、前条の特例であり、公営住宅建設三箇年計画に基いて公営住宅を建設する場合以外に本条第一項第一号及び第二号に掲げる程度の災害が突発し、前記計画の枠外で緊急に公営住宅を建設する必要がある場合の国の補助に関する規定であります。第一項は第一号及び第二号に掲げる災害が突発した場合にその滅失戸数の三割に相当する戸数については第二種公営住宅の建設に對し国が必ず補助するといふのであり、これは災害の場合に地方公共団体が政府との折衝に時間を費することなく、迅速に住宅の復旧建設に取りかかり得るようにするために設けた規定であります。但書の「滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない」といふのは、滅失戸数の三割に相当する戸数以上は事業主体が第二種公営住宅と同種の住宅を建設する場合には事業主体は必ずしも国の補助を期待し得ないという趣旨であります。例えて申しますれば、A市において地震で千戸の住宅が倒壊した場合に四百戸の第二種公営住宅を建設しようとするときは、三百戸までは国は必ず補助するけれども、あとの百戸の分については国の財政事情その他によつて必ずしも補助は期待できないわけであり、尤も従来の例を見ましても、三割程度の住宅を公営的に解決すれば他の七割は自力で復興するから、実際上は三割分

で補助を打ち切られてもさして不都合は生じないと思われ、第一項の第一号及び第二号は補助対象となるべき災害一件の大きさを規定したものであり、また、この種の程度ならば地方公共団体として大きな痛手であると共に政府としても住宅政策上救済の必要があると考えられる戸数であります。第二項はこの法律により建設された公営住宅又は共同施設が災害によつて滅失又は著しく損傷した場合の補助規定であります。災害によつて公営住宅又は共同施設が滅失した場合は事業主体の大きな損害であり、入居者にとつても折角安住し得た住宅が失われれば他に自力で住宅を求め得ない人々なので、これを復旧建設するのが当然であり、公営住宅又は共同施設が著しく損傷した場合これと補修することは第十二条の家賃の算定方法で修繕費を普通の修繕を行う程度にしか見込んでないために、事業主体の実質的な財政負担になること当然でありますので、いずれの場合においても補助することができるとにいたしましたのであります。なお地震による火災以外の火災によるものを除外いたしましたのは、火災保険の対象になるから補助することは不適当と考えたからであります。第三項は補助金額の算定方法に関する規定であり、申請手続に関する規定であり、その書式並びに提出手続は建設省令で定めることとしていたしております。

第四条に見合う規定であります。第十一条は国の貸付金に関する条文であります。地方財政の現状では、補助金のみによる国の援助で公営住宅を建設することは不可能であり、従つて事業主体の負担する分については起債又は借入金を必要とするのであります。いづれにせよ民間資金の利用は困難且つ不適当な面があり、国が通常の条件により事業主体に有利な条件で必要な建設資金の貸付をなし得ることとしたわけであり、第三章公営住宅の管理。本章は公営住宅の家賃及び修繕並びに入居者に関する事項を規定いたしております。第十二条は家賃の算定方法を規定した条文であります。家賃の算定方法は公営住宅の建設費のうちから補助金を控除した額の元利均等償却額に修繕費、管理事務費及び損害保険料を加えた額を限度として事業主体が定めるのであります。算定方法の細部については政令で規定することとした。この場合、建設費の償却の条件を期間二十年以上上利率年六分以下としたこと、特に事業主体が、補助金以外の建設資金を起債又は借入金に依存する場合その償還の条件が本条による償却の条件より厳しい場合には事業主体に負担を強いることになり、入居者の家賃負担能力を考慮に入れる以上止むを得ない措置と考えます。又地方公共団体としても自己の区域内の住宅問題解決のためには当然この程度の負担をするのが至当であると考えられます。第二項は借地の場合には前項の家賃は更に地代を加えた額を限度とすることを規定したのであります。第三項は個々の

入居者に対する家賃の減免規定であり、まして、入居者が入居の後に病氣とか失業等によつて所得が減少する場合を予想して設けた特例規定であります。第四項は、家賃の問題が公営住宅の管理に関する重要事項でありますので、これを必ず条例で規定すべきこととした次条第百四項であります。第十三条は、前条の特例規定であり、物価の変動の著しい場合又は公営住宅相互の家賃が著しく不均衡となつた場合において家賃の限度を制限し、又は一度決定した家賃の変更を認めないとする、不都合を生ずる虞れがあり、その時期により又は地域によつて物価が異なる場合があり、又同程度の賃の住宅でも建設年度により建設費が異なり、従つて家賃も異なることがあり得るので、地方の実情を尊重して家賃の決定方法又はその変更について事業主体の自主性を認めなければならぬ。又敷金につきましてもそれが家賃額を基準として、関係上同様の取扱をいたしました。これらの場合において、その取扱について全国的に或る程度の統一をとる必要があり、その建設大臣の承認を求めるとし、その場合の手続をも規定しております。第十四条は事業主体が公営住宅の入居者に対して不当な金品を賦課することを禁止した条文であり、公営住宅に入居する場合に事業主体が特別な反対給付を受けて特定人に優先入居を認めたりすることのないよう、その住民に対して平等に入居の機会を与えるために規定した次条第百五項であります。但し敷金については慣行上広く行われておりますし、家賃の不払の場合や住宅を

毀損した場合の担保となるものでありますので、これを徴収し得ることとしたのであります。なお公営住宅の家賃不払の場合には敷金を債務に充当するほか地方自治法第二百二十五条による滞納処分をなし得ることは勿論であります。

第十五条は公営住宅の修繕に関する条文であります。公営住宅が地方公共団体の営造物であることは明らかであります。この使用関係は事業主体と特定入居者との間の契約に基づくものであり、この契約関係は法令又は条例で特別の規制をする場合のほか一般の賃貸借契約関係を規定する民法借家法等の民事法の規定に従うべきことは申すまでもありません。第十五条の規定は賃貸人としての事業主体は特約を以てするも公営住宅の建物の主要構造部の修繕義務を免れることができないという趣旨であります。勿論入居者の責に帰すべき事由によつて修繕の必要が生じた場合は免責事由となります。

これは事業主体が家賃に含める修繕費には少くとも建物の主要構造部の修繕費を計算に入れねばならぬことを意味することになり、このことは契約当事者の衡平という点から考えても当然であります。第十六条は入居者の募集に關する規定であります。公営住宅の公共性に鑑み特別の場合を除くほかは住民全体に周知徹底させ入居の機会を平等に与えるという趣旨の条文であります。第十七条は入居資格に關する規定であります。入居資格については低額所得者の住宅離れの深刻な今日公営住宅の需要は供給を遙かに超過することが予想されますので、初めから一定の制限を設けて置くことが妥當であると

考えられる次第であります。第一号は二人以上の家族構成でなければならぬということでありまして、单身者を除外したたのは現在の情勢では公営住宅の供給は当分そこまで手が伸び得ないと思ふからであります。括弧内は法律上の親族ではないが親族とみなして差支えない婚姻者とか内縁の妻を指しております。第二号の政令で定める基準と申しますのは前に説明いたしました通り、政令で相當の幅を持たせて収入の基準を定めるわけでありまして、この収入基準額は法律の目的から考へて高額所得者を除外すること、他面家賃の負担能力との關係を考慮して決定すべきものと考へております。

第三号の住宅の困窮については具体的にいふ／＼予想されまして、法律で細かに定めることは困難且つ不適當である關係上抽象的に規定した次第であります。

第十八条は入居者の選考方法を規定した条文であります。入居者の決定に關しましてはややもすれば不明朗な問題を起しやすいためでありまして、これを適正に行うために設けた規定であります。この場合単なる機会均等というやうな應平等でなく、住宅の困窮度に応じて優先順位を定め、然る後優秀の差のつかない者については抽せん等の方法によることにするわけでありまして、選考基準の具体的事項は法律で規定するのが不適當であるため政令に譲求されている者、遠距離通勤、家賃として不當な負担を余儀なくされている者等について具体的に規定されるものと予想されます。なお選考の問題は家賃に關する事項と同様に公営住宅の管

理に關する重要事項でありますのでこれも必ず条例で定めることとした次第であります。第十九条は家賃等の報告義務を規定した条文であります。第二十條は家賃及び選考方法に關する建設大臣の監督について規定したものでありまして、住宅対策上の必要から設けた規定であります。

第二十一条は公営住宅の公共的性格に鑑み入居者に対して特別の義務を課した条文でありまして、公営住宅の保全を圖るためにも必要な規定であります。第二項は公営住宅の転貸とか権利譲渡を禁止したものでありまして、貸借關係の錯綜を避けることと入居者が不當な利益を得ることを防止するため規定であります。第三項は公営住宅は住宅の不足を緩和するために供給されるものでありますから、住宅以外の用途に供することは原則として禁止する趣旨であります。併し特定の場合

は、その一部を他の用途に使用することは必ずしも不適當ではないので但書を設けたわけでありまして、第四項は公営住宅を模倣したり増築したりすること、公営住宅の機能を増したり戻したりすることを困難にすることがありますので、事業主体の長の承認がない限り禁止したのであります。

第二十二條は明渡に關する条文であります。第一項各号に列記された事項に該當するやうな場合には、一般の賃貸借契約關係の場合にあつても明渡を請求し得る場合が多いのでありまして、公営住宅の公共的性格から本条において明文を以て規定したわけであり、なお明渡を請求しても明渡されない場合には、勿論民事訴訟法の手続によつて解決を求めねばなりません。第二十三條は公営住宅監理員の設置及びその任務に關する規定であります。ここに言う監理員とは、単に家賃の取立てに當るいわゆる「差配」のやうなものではなく、公営住宅及びその環境を良好な状態に維持するため、入居者を指導し得る識見と知識を持合せ者で、事業主体の長の命ずる職員でなければなりません。この職員は成るべく専任として任命することが適當と考えられるのであります。

第四章補則。本章は、公営住宅の処分及び建設大臣と都道府県知事の指導監督等に關する事項を規定いたしております。第二十四條は、公営住宅の処分に關する条文であります。公営住宅が建設後一定年数を経過し、入居者も安定した場合には、公営住宅としての使命を一応果したものと考へられますし、無理に地方公共団体の管理下に置くことは、住宅そのものの保全上からも上策ではないのでありまして、入居者の希望によつては譲渡し得るという途を開くことは適切なことと思われ、そこで第一項では、公営住宅又は共同施設がその耐用年限の四分の一を経過したときは、入居者に適當な価格で譲渡することを認めたわけでありまして、第二項は、譲渡した場合の売却代金の使途を明示したものでありまして、公営住宅の再生産の費用に充當せしめようというわけでありまして、政令では売却代金を、建設資金について起債償還残額があればその返済に充て、その残額を公営住宅の建設費に充當するやうに規定することが適當と思われ、第三項は、災害の場合に住宅を補修することが不適當であるやうなときには、公営住宅としての用途を廃止し得

るという趣旨であります。第四項は手続規定であります。

第二十五條は公営住宅の管理に關して事業主体に対し条例を制定すべきことを義務付けた規定でありまして、地方自治法第二百三十三條の趣旨からいっても當然のことでありまして、第十二條及び第十八條では家賃と入居者の選考に關しては条例で定めることを義務付けてありますが、ここではその他の事項についても必要なものを条例で定めることとしたわけでありまして、公営住宅の使命から申しましてもこれに關する条例を制定すべきことは申すまでもないことと考へられます。第二項は条例の報告義務に關する規定。第三項は報告の手続に關する規定であります。

第二十六條は建設大臣及び都道府県知事の事業主体に対する指導監督に關する条文であります。都道府県知事にも指導監督の権限を与えたのは管下事業主体の公営住宅の供給については常時監督指導するのほむし建設大臣よりも都道府県知事のほうに適當であるという考へに基いております。

第二十七條は都道府県知事が指導監督を行う場合に、その費用を國が負担するといふ規定であります。都道府県知事はこの法律の規定に基いてその権限を行使するものでありますが、その指導監督の費用は國が負担するのであります。その負担の率は政令により二分の一以内に定めることが適當と考えられます。指導監督に要する費用の算定方法については建設費を基準として政令で規定することといたします。第二十八條はこの法律を適正に実施するために國の補助金の交付に關して一定の制限を加えた規定でありまして、こ

の法律の趣旨に鑑みいやくも適正でないものに對しては補助金を交付しない、又は交付した補助金の返還を命ずるといふのは、他の国庫補助事業にも共通の事項であります。第二十九條は地方公共団体の実情により全部事務組合が事業主体となる場合を予想して設けた規定であります。

附則。第一項は施行期日に関する規定であります。第二項はこの法律の施行期日の關係で昭和二十七年を初年度とする公営住宅建設三箇年計画の資料の提出についてだけその提出期日を延期した規定であります。第三項はこの法律による公営住宅だけを法律で規制し、従来の国庫補助貸付住宅についてこの法律の適用を排除することは不適当でありますから、いやくも国庫補助貸付住宅である以上は、その公共的性格に鑑みこの法律による公営住宅とみなして、この法律を適用することにいたしました次第であります。第四項は、家賃については、この法律施行のときにすでに決定しているものは、この法律の規定によつて定めたものとみなして、改めて定める必要がないこととしたのであります。第五項はこの法律の施行に関する事務の所管について規定いたしましたのであります。

以上で逐条の御説明を終ります。よろしく御審議の上速かに可決せられんことをお願いする次第であります。

○委員長(小林三三郎) 只今提案者から本案の提案の理由の説明並びに総括的御説明があつたのであります。右法案に對します質疑は後刻に譲ることとしたしまして、只今から特別都市計画法の一部改正法律案を議題にいたします。質疑を続行いたします。

○田中一君 では昨日に引續いてもう一、二点質問いたしたいと思ひます。現在都市計画法によつて施行されておる工事清算金の納入並びに交付、そのした面の一例がございましたらその資料を提出して頂きたいと思ひます。

○政府委員(八嶋三郎君) 現在の戦災復興の問題につきましては、清算金の問題につきましてはは年度の改正によりますれば工事が全部終了した、改正前におきましては、工事が全部終了して換地処分認可がなければ清算ができませんということになつておりましたので、実は全国的に調べて見ましたところ、多くの例はないのであります。ただ鹿沼町それから神戸の本庄地区という方面に実は清算に入つて参つて現在やつつある例があるものであります。それらの例を後ほど差上げたいと思ひます。

○田中一君 その場合清算につきましても納入されるべき金とそれから交付する金とそのバランスはどうなつておるのですか。

○政府委員(八嶋三郎君) 現在はやはり分納制度というものでございまして、おるものでございまして、いわゆる交付の方面が円滑に行つておりませんので、どうしてもアンバランスの形というものがとられております。

○田中一君 大体分納の基準ですね、方法、どういふ程度でやつておりますか。

○政府委員(八嶋三郎君) 分納につきましては、現在のこれは全部政令に実を譲つておるのでございますが、政令の三十九条によりますれば「整理施行者が清算金の分納を許可する場合における清算金の総額の完納の期限は、清算金の総額に應じ左の区分による。

一、清算金の総額五百円以上千円未満のとき 半年
二、同千円以上千五百円未満のとき 一年以内
三、同千五百円以上二千円未満のとき 一年半以内
という工合にやつと五百円、つ区切りまして、やつておるのであります。これはいわゆる昭和二十一年のときの規定でございますが、今回この規定は物価高が非常にありますので、これを同時に改正をいたしたいという工合に実は考へております。大体これを五百円というのを五千円までに一つ引上げて行きたいというのを考へておるのでございます。それから今度の分割交付につきましても、この政令によりまして、この内容をまあ規定をしたいと思つておるのでございますが、今私のほうで大体考へております点を御参考申上げてみたいと思つてございまして、それが大体こういうふうに考へてみたいと思つておるのでございまして、一人に対して交付すべき清算金の総額が五万円を超える場合においては、整理施行者は、法第二十一条第二項の規定に基づき、清算金の分割交付をすることができ、前項の規定により清算金の分割交付をする場合における毎回の交付期限、及びその交付金額は、第三十九条第二項及び第四十二条第二項の規定に準じて整理施行者はこれを定める。この場合には清算金総額の交付期限は五年以内とし、第一回の交付金額は五万円を下ることができな

い、こういうふうにいたしたいと思つております。

○田中一君 今の政令ですね、これはどどこでやつておるわけですね、例へばこの一本の政令で以て清算金の分納が……。

○政府委員(八嶋三郎君) 御承知の通り政令でございますが、これは一本で行きたいと思つております。ただ昨日ちよつと申し落したのでございまして、今日は田中先生から組合のお話がございました。実はこの特別都市計画法で規定をいたしておりますものは、御承知の通り戦災復興が大部分であります。大体組合施行の場合は実は除いて、行政庁施行ということにいたしておるのであります。それはこの特別都市計画法の第五条に、いわゆる行政庁がこれを行うというのを書いてあるのでございます。行政庁が特別都市計画法事業として施行する都市計画法の都市区画整理というのをはつきりいつておりました、あとは第七條、第八條、ほかの規定はみな同条第一項に八カ所の区画整理組合があるというのでございまして、現在東京に八カ所の区画整理組合があるというのでございまして、このものはこうして恩恵には浴さないというわけですね。

○政府委員(八嶋三郎君) これはこの特別都市計画法のこうしたような規定の適用はいたさないでございまして、

○田中一君 若しも、そうした関係組合が、それでは自分たちの生業を営めない、又非常に苦しい、従つて何とかしてその組合を解消して地方公共団体でやつてくれといううなことを請願するといふよりも、そういうことを強く要望した場合に、それを解消するような権限はどこで持つておるのですか、又それが可能でしょうか。

○政府委員(八嶋三郎君) いさゝかこの組合における問題でございまして、が、そうして金の足らんようなところはどうするかという場合もあるのございまして、総会に諮つて収支のバランスがとれるように組合自体として運営して行く問題であらうと思ひます。今お話のごとく組合自体といたしまして、どうしてもできないというところで、皆の意見が一致して参りまして、そうしてこちのほうに東京都がその事業を代つてやつてくれということが出て参りますれば、それは又そういう方法も考へられると思つてございまして。

○田中一君 戦災復興の当初において、無論地元の人たちは一日も早く立派な道路を持ち、立派な宅地を持つて住んで行きたい、或いは営業して行きたいという観点から、組合がやるならばこのような利点があるといふうなことを言つて作つた組合が入つたのでございまして、これは東京都に行つて、現地に参つて聞いてみますと、非常に悪いことをした、こういうことをするのためにトラブルが絶えないのだ、今後はもう許可、認可しないつもりだといふうなことを言つていました。昨日新宿の区画整理組合が非常に成績を挙げているといふうなお話でしたけれども、私は必ずしもそうじゃないと思つております。殊に今日都市計画法のこの法律によつて、そうした区画整理を受ける地元の方が都道府県公共団体でやつた場合にはよろしい、併し組合の場合には止むを得ないといふことでは非常に不公平なものだと思つております。無論その都民なり町民なり市民なりに利益を与えようといふのがやはり区画整理の趣旨な

二十一年から始まつたとしまして、まあ今年から来年に清算期に入る前も二十一年に国の価格の基準はきまつておきますね、それは十倍に増額して分納させる、そういうことになるのですか。

○政府委員(八幡三郎君) それは清算の時期になつておりますので、清算はこれは昨年行なつたと思つておりますから、昨年の単価で行つておるのだらうと思ひます。

○田中一君 神戸の例は先ずわかりました。他に現在区画整理が進行中であつて、本年中に或いは清算期に入るといふものに、五年前にきめられた五百円であるものが一応今の五千円と見てよろしいという御見解のようですが、三年前に五百円ときめた、清算額をきめたが、それをここでいよいよ清算期に入つたという場合には、三年前にきめた五百円はやはり五百円という計算になるのですか。それとも今のうちに五百円を五千円として計算なさるのですか。

○政府委員(八幡三郎君) それは大体同一に清算をいたしますときの価額においてやることになるだらうと思ひます。

○小川久義君 田中さんの御発言も御同感のところもありますが、根本的の法の改正が先ず必要だと思ひますのでこれだけいじるといふことはおかしい点も出て来ると思ひます。大体他の委員諸君の質疑もなさうでありますからこの程度で……。

○田中一君 質疑があります。私は実際土地の収用法の改正案を見なければよかつたのです。事実これは土地収用法によつて土地を取られたほうがずつ

と幸福です。結局土地は取られる、そして仕事はできない、いつになつて自分の所得になるかわからないから組合といふものに、或いは耕地整理をやつておる、そういうものにすべてのものが停滯しておる。そうして清算期が二年後か三年後か五年後かわからないような不安な状態に、殊に都市といふものは、殊に区画整理を行われるところは非常に多いであらうし、又区画整理をやらないければならぬという必要上やるでしよう、そういう場合地価も高い、そういう人たちが不安な状態にいつまでもおられないでほしいといふことは憲法だと思ひます。そんなものが今日民主化したところの日本の現状においてまだ存在するといふことは許されぬ。殊に昨日も再三言うように、利益を受けた者、土地の殖えた者、或いは一坪もあつても今日あなたが言うように、神戸の例を言いますと、古い価額ですから十坪二十坪といふ土地の人と、それから一坪取られても十坪二十坪と損した人と、これは損をした人間のほうに、不利益を受けた者のほうに責任を拂わなければならぬ。一括してやれば生業を考えなければならぬ。一つを見てはどうにもしようがない。他の土地に行つて生計を立てようといふ人もあるでしようし、それも分納で何年先に完全にもらえるかといふことがわからない状態においてこれは悪法です。若しも利益を受けた者があるならば利益を受けた者から全部もらつてもいいと思ひます。分納させずにじかにもらう。金額もらう。もらわなければ承知せんぞ。その代り不利益を受けた者に対しては全額交付する、こういう方法に精神を改めて頂き

たいと思ひます。

○政府委員(八幡三郎君) いろ／＼御指摘の点、私もいたしまして痛切に感じておるところでございます。戦災復興の仕事が今日までだら／＼いたしておる点につきましては誠にその仕事を担当いたしましたは誠に私どももいたしまして汗顔の至りでございまして、併し事業はやはり国の財政並びに地方の財政という客観的な情勢のために縛られますので、私どもは皆様の御力に頼りまして、一日も早く戦災復興の仕事というものを完結して市民に御迷惑を與えたくないといふことが切なる要請でございますので、今後とも戦災復興の予算につきましては、まあ私の立場から申し上げますならば、他の予算に先んじてでも一つ増額をして頂きたいといふことをこの機会におきまして、特にお願いを申上げて置きたいと思ひます。それから第二の問題といたしまして、土地をもらう者は利益をするのだからそんなものに分納する必要はない。それよりも土地を取られる者とか、一部取られる者、土地を一部使用される者にやる必要があるのじやないか、こういう御意見であります。これはまあ私もいたしましては、必ず分納をしなさいといふことを申しておるのではありません、その地区における人たちの家庭の状況を見まして、そうしていわゆる分納制度をとること、いいといふ場合において分割交付の途も同時にやるんだといふことを言つておるもので、これは事業の施行者が、これはもう全部やはり分納といふことを認めんといふことになりますれば、これは当然分割交付の途も認め

めんといふことになりましますので、その点は事業施行者に任せて行きたいと思ひます。たゞ分納制度を認めましたそも／＼の理由は、土地を取られるという場合、権利をなくするといふような場合は、御承知の通り、大体清算金でいろ／＼の問題を処置して参るという場合は、まあ一つありましようが、大体三つあるんじゃないかと思ひます。まあ一つは過小宅地の整理のために全然換地をやらぬ、いわゆるこれは大体法律におきましては三十坪未満のところを過小宅地といたしておるのであります。こ

ういふ人にとってはこゝろいふような土地があまりありますが、その土地につきましてはいろ／＼整理をいたしますところにつきまして、例えはまあ五坪とか七坪程度しか持つておらない、そういうようなところでは全部土地を取上げて他に越してもらふという場合が一つあると思ひます。それから第二の場合は、過小宅地に対して換地をするために他の大なる地積の宅地から地積を減ずる、という場合、これは例えはここに二十坪という土地を持つておつた、ところが三十坪以上にしたのでありますから、どうしてもこれを十坪といふものを増してやらなければならぬ。その増すにつきましてはどちらかといふと、事業施行者は大きな土地を持つておる人からそれをくれてやるというように大体取計らつておるのであります。この場合において大きな土地を持つておる人がいゝゆる土地を取られる場合、これがまあ第二だろ／＼と思ひます。それから第三は、換地はもらつたけれども、換地は従前のときと比べて幾らか価値が劣つておるといふ場合だろ／＼と

思ひます。大体この三つの場合がいゝゆる清算金によつて金を交付する場合でございます。そこで第一の場合、第一の場合はいゝゆる過小宅地を全部取上げてしまふという場合は、これは分割交付は絶対認めてはいかん、昨日も申し上げましたように、第六條から第九條の規定を除くといふのはこの意味でございます。これは全部取上げるなり、権利を取上げるのだから如何なることがあつても金をやれ。残るのは第二、第三の問題ですが、第二の場合はどちらかといふと大きな土地を持つておる人が、さうして過小宅地といふのはいゝゆる小さい土地を持つておる人だから、これらの人たちに土地をくれてやるのだから、これを一時にたくさん金を払ふといふことはときには無理があるのではなからうかといふ意味において分納という制度を認めておるのが現状でございます。従つて分割交付をするような場合は、恐らく私は大きな土地を持つておるとか、大きな権利を持つておるといふような人だろ／＼と思ひます。先ずそういう場合が當るだらうと思ひます。それから第三の場合は、価値が違ふといふような場合は、恐らく私は金をくれてやるような場合におきましては、五万円以上超すようなものは先ずありません、さういふ点から考へて見ますと、社会政策的な考へになるのではないかと、これを考へておるものであります。更に昨日もいろ／＼申し上げましたように、入つて来る金によつて交付するのでありますから、入つて来る金に分納を認めておいて、さうしてそれが入つて来るといふ一定の金が多とまらなければ一時にやれんといふ

思ひます。大体この三つの場合がいゝゆる清算金によつて金を交付する場合でございます。そこで第一の場合、第一の場合はいゝゆる過小宅地を全部取上げてしまふという場合は、これは分割交付は絶対認めてはいかん、昨日も申し上げましたように、第六條から第九條の規定を除くといふのはこの意味でございます。これは全部取上げるなり、権利を取上げるのだから如何なることがあつても金をやれ。残るのは第二、第三の問題ですが、第二の場合はどちらかといふと大きな土地を持つておる人が、さうして過小宅地といふのはいゝゆる小さい土地を持つておる人だから、これらの人たちに土地をくれてやるのだから、これを一時にたくさん金を払ふといふことはときには無理があるのではなからうかといふ意味において分納という制度を認めておるのが現状でございます。従つて分割交付をするような場合は、恐らく私は大きな土地を持つておるとか、大きな権利を持つておるといふような人だろ／＼と思ひます。先ずそういう場合が當るだらうと思ひます。それから第三の場合は、価値が違ふといふような場合は、恐らく私は金をくれてやるような場合におきましては、五万円以上超すようなものは先ずありません、さういふ点から考へて見ますと、社会政策的な考へになるのではないかと、これを考へておるものであります。更に昨日もいろ／＼申し上げましたように、入つて来る金によつて交付するのでありますから、入つて来る金に分納を認めておいて、さうしてそれが入つて来るといふ一定の金が多とまらなければ一時にやれんといふ

ことになりますれば、まず／＼以てその交付の時期を遅らすことによつて却つて金をもらふ人たちは気の毒である。それよりも入つて来たのは一分でもいいから早く速かに渡したほうが却つて親切があるのではないかという意味において分割交付の制度を認めたほうがいいのではないだろうか。こういう趣旨になつたのでありますから、この点十分御了承を願ひたいと思つてあります。

○田中一君 この第二十四条ですね。

これは概算徴収並びに概算払が出て来るので、これはいいと思ひますが、今のあなたが言つた全部の土地を取られた者に対しては即金でやるのだと、その財源はどうするんです。

○政府委員(八幡三郎君) その財源は、それは或る程度本当の一部でございまして、それはまあ市のほうで多少立替をさせるといふことは、これは止むを得ないと思ひます。

○田中一君 今局長のお話を聞いて見ますとどうも論旨が徹底せんと思つて、は、利益を受けて金を納めなければならぬ者から金を取つて、払うべき者に交付するのだと、こちらに財源がないのだからそうしてやるのだ、こういうような特別土地計画法の基本方針ですね。それに対して全部取られた者は少いとか多いとかおつしやるけれども、少いとか多いとかあなたは観念的におつしやるけれども、あなたは各地にやつておる土地計画の実体を握つておられない。若しあなたの御意見通りなら全部このデータを各都市から集めて頂きたい。あなたは実体を握つておられないだけ市民が困窮してゐる

か……観念的な理論をおつしやつてゐるのです。事実あなたのおつしやる通りなら全国の土地計画をやつたところのデータを集めて頂きたい。金額支給するんだつたら、これは一時担当者が金策をやるのだと、こういう論理は成立たない。それなら困つてゐる者になお更資金の融通をやつて、全部を交付すればいいじゃないか、こう考えるのです。あなた自身が実際の根本に立つて全国に行かれてゐるところの戦災都市の区画整理の実体を握つておられないのではないかと思つてゐる。非常に危険だと思つてゐる。

○政府委員(八幡三郎君) いろ／＼お叱りの点誠に恐縮でございしますが、区画整理は御承知の通り土地を全部取上げておつたようなことを原則として考へておらないのであります。できるだけ前の土地の面積通りの価値といふものに即応するようにやつておるのが原則なのでございします。従いましてそういう土地を全部取上げて行くといふようなことはこれは勿論ないことではないと思ひますが、そう大きな例があるといふことは、これは区画整理の建前としては考へられんと私は思つております。

○委員(小林英三君) この際先ほど小川君からの御意見がありましたから一応皆さんにお諮りしたいと思ひますが、この辺で質疑を打ち切りまして、直ちに討論を省略して採決に入ることには御異議ございせんか。

○委員(小林英三君) 直ちに採決に入ることには御賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔挙手者多数〕

○委員(小林英三君) それではこれより採決をいたします。特別都市計画法の一部を改正する法律案につきまして採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔起立者多数〕

○委員(小林英三君) 多数であります。よつて本案は可決せられました。なお本会議におきます委員長の口頭報告の内容等は、すべて前例に従つて行いたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(小林英三君) 御異議はないものと認めます。それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可とされるかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

東 隆 徳川 宗敬
赤木 正雄 深水 六郎
平井 太郎 島津 忠彦
小川 久義

○委員(小林英三君) 署名漏れはございせんか……ないものと認めます。

○委員(小林英三君) 速記を始めて下さい。

○委員(小林英三君) 速記を始めて下さい。それでは本日はこれで散会いたします。午後三時十九分散会
出席者は左の通り。
委員長 小林 英三君

理事

岩崎正三郎君
赤木 正雄君
小川 久義君

委員

島津 忠彦君
平井 太郎君
深水 六郎君
田中 一君
小林 亦治君
徳川 宗敬君
東 隆君

衆議院議員

政府委員

建設省都市局長 八幡 三郎君
建設省住宅局長 伊東 五郎君
事務局側
常任委員 菊地 三三君
会専門員 武井 篤君
常任委員 会専門員 武井 篤君

説明員
建設省都市局長 吉田 伸一君
復興課勤務 吉田 伸一君

証人
弁護士法学博士 吉田 久君
龍ヶ崎町長 富塚 橋一君
長島 豊作君

日本電気協会事務理事 田倉 八郎君
京都大学教授 須貝 脩一君

五月二十三日日本委員会に左の事件を付託された
一、特別都市計画法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は五月十五日)